

参考資料

北海道立消費生活センターには、本件に関連した以下のような相談が寄せられています。

(1) 「住宅修理に火災保険を使える」と言われ、修理の契約をしていないのに高額請求された

業者が来訪し、「屋根が傷んでいる。火災保険を使えば修繕費がかからない」と言われた。「保険会社に提出する書類も代筆する」と言われ、後日約 130 万円保険金が出ると保険会社から連絡があった。「3 割の手数料をもらう」と言われたが、そもそもこの業者と修繕の契約もしていないのに約 40 万円の請求書が届いた。
(2017 年 11 月、60 代女性)

(2) 「屋根の雨漏りを保険金で修理する」と言われたが、違約金を請求された

折込チラシを見て電話し業者が来訪。壁のシミを見て「屋根の雨漏りが原因。保険が給付されるので、それで修理できる」と言われた。一度やめると言ったが後日、保険金が給付され工事をするか迷っていると、給付額の 40% を手数料と違約金として請求され支払った。解約したい。

(2016 年 6 月、90 代男性)

(3) 役場からの委託で調査していると言われ、排水管清掃を契約

「役場からの委託で排水管の調査に来た」と訪問を受け、「汚水が逆流する可能性があるので洗浄した方がよい」と言われ契約。後日、近所の人と話をして皆同じように勧誘されていたのでおかしいと思い、領収書にある電話番号に電話してみたが、使われていない番号だった。返金してほしい。

(2017 年 7 月、70 代女性)

(4) 排水管を洗浄しないと大変なことになると言われて契約

「水回りを点検させてほしい」と業者が来訪。「排水管が詰まりかけている、早急に洗浄しないと 50 万円くらいの工事が必要になる」と排水管洗浄を勧誘された。お金がないと断ると「誰にも言わないなら 1 万円ですべてやってくれる」と言われ必要なものと思い承諾。洗浄は終わったが書類は渡されず、名刺にある電話にかけたら使われていない番号だった。

(2017 年 7 月、60 代男性)